

第七回国会 電気通信委員会 議 録 第十一号

昭和二十五年四月四日(火曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事高塩 三郎君

理事中村 純一君 理事松本 善壽君

理事江崎 一治君 理事今井 耕君

池田正之輔君 川崎 秀二君

河口 陽一君

出席國務大臣 小澤佐重喜君

出席府政委員

電気通信事務官(大臣官房人事部長) 楠瀬 熊彦君

電気通信事務官(電波行政監督部長) 長谷 慎一君

衆議院參事(法制局第三部長) 鮫島 眞男君

専門員 吉田 弘苗君

委員外の出席者

電気通信事務次官 靱 勉君

三月二十九日

委員淺沼稻次郎君辞任につき、その補欠として戸叶里子君が議長の名指で委員に選任された。

同月三十日

委員中村純一君辞任につき、その補欠として上林山榮吉君が議長の名指で委員に選任された。

同月三十一日

委員上林山榮吉君辞任につき、その補欠として中村純一君が議長の名指で委員に選任された。

四月四日

中村純一君が理事に補欠当選した。

一月十八日

下土井、下竹莊両局間に直通電話架設の請願(若林義孝君外二名紹介)(第一五八号)

同月二十一日

葛巻、小田及び田部各郵便局間に電信電話事務開始の請願(山本猛夫君紹介)(第二三〇号)

三月二十七日

仙台電話局に自動式電話機設置の請願(庄司一郎君紹介)(第一八六四号)

滑川町電話局の電話交換方式改善に関する請願(内藤友明君紹介)(第一九八四号)

四月一日

富山、新川間及び上市、新川間に直通電話架設の請願(佐伯宗義君紹介)(第二〇五九号)

尾鷲漁業無線電話局に無線電信周波数増設に関する請願(石原圓吉君紹介)(第二〇七三三号)

日本電話設備株式会社の業務移管に伴う従業員引継に関する請願(土井直作君紹介)(第二一九九号)

の審査を本委員会に付託された。

三月二十九日

箕島郵便局の昇格に伴う電話施設拡充に関する陳情書(和歌山県箕島町長中谷良太郎外三名)(第六八八号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

電波法案(内閣提出第五号) 放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員会設置法案(内閣提出第七号)

〇辻委員長 これより電気通信委員会を開会いたします。

この場合ちよつと申し上げますが、司令部の技術顧問としてジュネーブに出張中でありました電波行政監督部長長谷慎一君が、先般帰朝されましたので、御紹介申し上げます。

〇長谷説明員 長谷でございます。いへ、お世話になると思いますが、何分御指導をお願いいたします。

〇辻委員長 理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。去る三月三十日、理事中村純一君が委員を辞任され、理事が欠員になりましたが、翌三十一日再び同君が委員に選任されましたので、この際委員長より、中村純一君を再び理事に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇辻委員長 御異議なしと認め、中村純一君を理事に指名いたします。

〇辻委員長 電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の三案を一括議題といたし、質議を流行いたします。

中村純一君。

〇中村(純)委員 放送法案に関しまして、若干のお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず同法の附則第九号及び十六号に關連する問題でございますが、該法の條項によりますと、新しい日本放送協会の最初の收支予算、事業計画及び資金計画は、電気通信大臣の認可を受けなければならない。またこれに關しては、本法三十七條の国会の承認に關する規定の適用はないということとを、規定をいたしておるのでござい

ますが、ここにいわゆる最初の予算と申しますことは、どういう意味を持つておるものであるか。すなわち普通ならば、これは最初の一年分の予算をむろん意味するものでございまして、うけれども、年度の途中におきまして、これらの予算あるいは事業計画、資金計画等を変更する必要がある場合につくりました場合、それはいわゆる最初の予算の中に属するものとして、国会に提出されなければならない。あるいはここにいわゆる最初というものは、文字通り最初に初めて出したものだけをさすものであつて、途中における修正変更の必要を生じた場合の案件は、これは法律の本文に立ち返りまして、三十七條の手續によつて、国会に提出せらるるものであるか。その辺に對する政府の見解を承りたいのであります。

〇小澤國務大臣 お答えしますが、このお尋ねの趣旨は、いずれもこの経過規定の内容でありまして、この経過規定の趣旨からかんがみまして、本来でありますれば、当然三十七條の適用を受けて、国会の承認を受けるのが順序であります。が、今回に限つてこれは不可能でありますので、経過的に暫定的な措置を設けた次第であります。従ひまして最初という文字は、第一回という意味でありまして、もしこの九号、十六号によつて措置されたものが、途中で変更あるいは修正、追加等のある場合におきましては、それは当然国会の三十七條の規定にもどるといふ趣旨に考へております。

〇中村(純)委員 ただいまの点はそれで承りました。

次には三十七條に關します問題でございますが、この條文によりますと、協会の收支予算、事業計画、資金計画は、電波監理委員会の審査を経た後に、内閣を経て国会に提出をして、国会の承認を受けなければならない。ということに相なつておるのでござい

ます。むろん日本放送協会は、これまで社団法人という形において、運営をせられておつたのでござい

ます。従来といへどもむろん公共的な性格を持つておつたことは間違いないのであります。が、この法律の成立を見ま

した場合には、これは明らかに特別なる立法による、特別なる公共的な性格を持つた国民的な機関という性格がまず、はつきりし、まず、拡

充せられて参るのであります。従ひましてこの見地からいたしまして、この協会の事業運用に關する基本的の問題が国会に提出せられて、その承認を受

けなければならない。ということと

は、

や

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

が、大臣からいまだ一度明かに御答弁願いたいことは、三十七條二項によつて、内閣を経て国会に收支予算及び事業計画及び資金計画を提出して、その承認を得なければならぬということになつておりますが、この文面そのものを讀んだだけでは、今中村君が質問された疑義が出て来るわけでありまして、ことに日本国有鉄道法のこの條文とひといひ條文を讀んでみますと、そのあとへ持つて来て、予算の形式、内容については、大蔵大臣及び運輸大臣の協議によつてこれを定め、国会が承認をしたものに從うというような意味のことがはつきり書いてあります。今の答弁によつて、ようやく全貌がわかつて参つたのでありますけれども、答弁によつて初めて解釈が明らかになるというやうな法律では、私は不備ではないかというところを感じるのであります。何ゆゑに三十七條の関連條項において、予算の形式、内容についてはどういふふうにするというところをうたわなかつたか。この点を伺つておきたいと思ひます。

○小澤國務大臣 お答えしますが、川崎君のお答えのように、うたうことも一つのりくつてあります。従つて私はまづこれから川崎君の考え方を反駁するものではないのですが、しかしながら先ほども申し上げました通り、日本国有鉄道の方で予算の出し方までも設けたということは、どこまでも國家資本でやつたものであつて、形式的にはどうしても今までの國家の予算と同じやうな程度で、國會の承認あるいは審議を仰がなければならぬという建前が、非常に大きく現われておりますし、私の方では先ほど申し上げました通り、これは政府の出資ではないのであつて、ただ聴取料というものを法文化する以上は、やはりどうしてもその結末であるところの予算というものを、國會において一応承認する形を考へれば、つじつまが合はぬという点を考えまして、むしろ予算形式等を國がただ決定して、しかも國務大臣がその予算の形式まで定めるといふことになりまして、非常に官僚主義といひますか、政府の圧力が加わるやうな形になりますので、むしろこれは避けて、こゝういふ形式等もあり用いないで、できるだけ實質的な形のものを出す方がよからう。こゝういふ趣旨で出したのであります。しかし議論をいたしますと、川崎君の議論は決してこれに反駁を加える議論ではないと思つております。感じからさういふやうな結果になつております。

○川崎委員 それから電波監理委員會が出します收支予算事業計画及び資金計画は、國會に提出して、その承認を求むる議案となりますか。あるいは予算案となりますか。これは衆議院、参議院が異なつた議決といふか、衆議院は承認をしなかつた、あるいは衆議院が承認して参議院が承認しなかつたというやうな場合も今後予想せられますので、議案であるか、予算案であるか。明かに御答弁願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 これは私の考えでは、予算案ではなくして、議案であると考えております。

○松本(善)委員 予算について専門的な監査という立場からいいますならば、はなはだ今までの大臣の御答弁は不明瞭であり、不十分であると思ひます。

であります。しからば實際にどういふ予算が議案として出て来るか。それをどういふ形において監査をなすかといふ、このやり方について、もしも疑義を生じないとしたならば、これはまったく頭が足らないといふことをみずから肯定しなくてはならぬのでございませう。しからば政府の出資金に対するところの監査といふものは、監督監査、いわゆる強制的な職権をもつて監査するだけの権能があるのだ。かつまた今のような協會におけるがとき監査をなさんとする場合においては、どういふ監査をするかといふと、すなわち指導監査といふ面のみタッチし得るものだと私は考えております。あくまでも、たとえば言葉は言い過ぎかも知れないけれども、摘発監査のごとき監査も、おそろくなすだらうというやうな恐怖感を抱かせるのは、はなはだもつて遺憾であつて、あくまでも指導監査といふものはなし得るのだといふ考え方を私は持つておるのであります。この点について大臣はどう考えられておるか。技術的な面においてはつきりイエスかノーか、まずお答え願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 どうも私は松本君の御指摘のように、少し頭が足らぬのでよくわかりませぬけれども、何條の御質問ですか。

○松本(善)委員 これは予算に対して會計検査院が監査をする案件であります。中村君が言つたことの関連事項であります。

○小澤國務大臣 これはただいまの承認事項に基きまして、その承認事項に適合した歳入歳出があるかないかといふことを、官庁の會計監査と同じ趣旨

で、これを監査することになつております。

○松本(善)委員 監査をなすという場合においては、しからば政府の出資金と同じやうな監査をなすのかどうか。この点を一応伺ひしておきます。

○小澤國務大臣 松本君も御承知の通り、政府の予算とこの予算の建前は違つております。たとえば政府の予算は、款項目にわたつて非常に詳細な予算が編成されて、それが國會の承認を経て実行に移るのであります。従つて會計検査院も、その國會の議決した内容を詳細に検討して、はたして國會の承認通り會計の收支ができておるかどうかを、詳細に調べることにになります。しかしこの法案が成立いたしますれば、その予算の大綱だけの承認といふことになります。その大綱に基いて、はたして國會の承認した通りの收支を、協會が正確にやつておるかどうかといふことになりますから、勢いこの予算が審議願つた範圍でありますから、國會の會計に対する會計検査院の仕事と、これに対する會計検査院の仕事とは、おのずから片方は大綱だけの仕事となり、片方は詳細にわたる款項目節にわたるということになつておると思ひます。

○松本(善)委員 しからばお尋ねしたい。片方においては款項目にわたる監査である。片方においては粗雑なところの監査である。こゝろ簡単に抽象的に言われるが、粗雑でも簡單でもいいが、どういふやうな科目がしからばあるかといふことをお尋ねしたい。たとえば一般の官庁會計において款項目節というものがあつて、目までは大体今ま

では流用は認めない。移用も大蔵大臣の認可を得なければ認めないはずで、しかしながら一般の予算面をなめる場合において、さういふ款項目節というやうなものに對して、官庁行政その他において詳細にはこれははなはだしく納得できるけれども、しからば協會における收支予算といふものは、どういふものを立てるべきものであるか。どういふ勘定科目の処理方法によつて、この收支予算といふものは成立し得べきであるか。あるいはどういふ科目がこゝのくらのところ、たとえば款項目節であるならば款項とか、あるいは一般経理事業においては、これは商法の規定において勘定科目といふものは決定するのであるけれども、しかしながら協會が興えるところの科目といふものは、どういふ科目を設けるのであるか。さうしてどのくらの監査といふものであるかといふことが、具体的にあらざるべきであると思ひます。ただ漠然として、省略した監査をやるのだといふあいまいな監査なら、むしろやめた方がいゝと思ひます。この点について大臣の御意見を伺ひたいのであります。

○小澤國務大臣 さつきの川崎君の質問が結局その現れでありまして、予算の詳細にわたる審査の方法、あるいは予算書の編成といふものを、日本国有鉄道と同じやうにするべきが至当であるのじやないかといふことに対して答えたから、それで松本君はおわかりだろうと思ひますが、要は政府が現在の方針をいたしまして、さういふ詳細なものではなくして、予算の大綱的なものの承認を得る予定であつて、その大綱とは何ぞやといふことは、この法律

が通過いたしましたから最も適切なものを出して、御審議を願うことになると思います。

のであつて、今きまつていないものを私に話せと言つたつて話せつこないです。

○松本(善)委員　大臣は大事物であるから、大綱というものはわからぬ、こうおつしやる。なるほどそうだろうけれども、しからば事務当局、あるいは協会の人たちが、この案件についてどうい

○松本(喜)委員 きまつていないから話せない。むしろそれは一応了承できそうですが、しかし監査をいたすとすれば、官庁のごとき監査をするのではななくて、指導監査である。しかるにどう

う科目、内容についてどのくらいのものであるかということは、当然商法規定によつてあるべきはずである。大綱という漠然たる言葉によつて言いのがれずするということは、はなはだ迷惑千

いう科目を監査するかという、大綱め勘定科目もできていない。これは大臣もわかつていないと言うけれども、指導監査であるならば、こういうことは当然わかるべき性質のものであると聞

万である。ことにまさに公共企業体として生れんとする協会が、税金的な立場において料金というものは決定するはずである。従つてその監査云々ということは、今始まつた問題ではないの

う。たとえば商法によつて、それはどういう勘定科目にすべきであるか、大綱はきまつておるはずである。それをただ詳細は法律案が通つてからだと言ふけれども、大体協会というものは、

である。従つてこの点において、大綱をと簡単にぼかすということは、はなはだ遺憾である。こういうことは法律が通つて、しかる後に決定する問題であるといふことは、はなはだもつてけ

今までやつて来た形においても想像できると思う。しからば今まで協会がやつて来た科目については、どういう科目についてどういう監督をするのかということは、当然答えらるべきもので

しからぬと思う。このくらいことは、必ず商法の規定によつてやるべきだし、結論が出ぬはずはないと思う。その点において大臣がわからないならば、放参司側の政府委員でもなつこう

あると思うが、その点ひとつお答え願
いたい。

○小澤国務大臣 お答えすることはな
いのけれども、お話します。要する
にこの予算の大綱を、どういう方法で

であります。詳しく述べていただきたい。かんじんなところであるから、詳しく述べてもらいたい。

○小澤國務大臣 私はわからないから答えないというのではない。これから

国会に承認を求めるといふことは、設立委員会がきまりまして、この附則の第九項によつて、「設立委員は、定款並びに最初の收支予算、事業計画及び資金計画を作成して、電氣通信大臣

きまるのだということは、どういう形
できまるかということは、この法律を
読んでもらえばわかる。この法律が通
過すれば、設立委員会ができて、設立
委員会において、どういう方法で予算

の認可を受けなければならない。」つまりその詳細については、設立委員が質問確定するのです。しかし松本君の質問はそうじゃないようだ。今どういう構想を持っておるか、現存放送協会がどう

事實ならば、幾らでも答えます。君の言うのは、いわゆる法律に基く協会の收支予算を具体的に説明しろということこ

とだから、それはきまつていないから説明できないというだけで、私自身がそれに対してどういう構想を持つておるかということならば、幾らでも話します。

○松本(善)委員 大臣は私の質問に対して、二つの考え方で答弁をしておるようであります。第一の、この監査には官庁の監査、いわゆる監督監査と、それから指導監査と、二つの考え方が

あるはずであるが、この法案が通つたならば、指導監査という面に立つて、今までの政府事業と違つた監査権が行使されるのだということも、もちろん私わかるのでありますが、しかれば

の第二の答弁の内容としていただいたところの、いわゆる構想ということですが、もしもその構想をおつしやつていただけるということでありますれば、現在NHKがやつておる。

これはエグザンプルでもよろしゅうございますが、現在やつておる勘定科目その他に対して——今後もしもやるとしたならば、現在の形ではないからして、むしろ法案が通つた後にはそういう

うものがないから答える必要はない。
こう言われればもちろんそうでありま
すが、現在のNKKの勘定科目その他
において、どのような監査を行おう
とするか。大臣も構想ならば答えて

もよいと言われるので、その点でひとつお答えいただきたい。

○小澤國務大臣　これはまつたぐの權想であつて、私には認可權はあるけれども、これをこしらえる権限はないの

ておるかといえ、私の構想では、たとえ資本収入というものを大体見まして、前期繰越剰余金というものを設

け、さらに収入の面では資本収入と事業収入と二つにわけて、資本収入の中に放設備、長期借入金、長期貸付金返還金、買却固定資産代金、減価償却引当金、減価用放資勘定もどし入れとい

うような款を設けまして、それから事業収入につきましては、聴取料に雑収入、こういうような構想を持っております。また支出の面におきましては、資本支出の建設費、投資、放逐償償料

積立金繰入あるいは諸返還金、それから大きく事業支出といったしまして、放
送費、技術費、業務費、技術研究費、
職員養成費、管理費、減価償却費、放
送債発行差金償却、それから支拂利

息、予備金、後期繰越剰余金等を考えておりますが、これはたび／＼申し上げる通り、確定案ではないのであつて、私がどういふことを今考えているかといへば、こういうことを考えてい

る。しかし決定権は設立委員にあるのであつて、私は認可をすればいいことになつております。それから現実の放送協会の収入の問題ですが、これは国営にどうなりましても、今度は姿がかわ

わるのでありますから、参考にはなる
 かもしれないけれども、現在NHK
 でやつている予算のやり方を、全面的
 に承認するというようなことはおそれ
 くないと思います。

○松本(善)委員 一応大臣が言わんとするであらうことはキャッチできるのであるが、私の質問の仕方が悪いせいかもしれないけれども、まだ納得できないところがある。たとえば今言つ

計の監査をやるといふ形式に相なると
思ふのであります。実際しからば監査
をしてみると言われた場合においてな

すならば、大體そういう方面をやる。
結論においてはその精神がどこにある
かということ、監査に対する報告内
容がかわつて来るであろうと思う。な
どと云へば詳細な調べとか何と云ふことと

は、勘定科目を当らないと、全部調べることはできないのであるからして、その限界というものは、實際やる者にとつては非常にデリケートな問題になるであらうと思ふのであります。従

まして私が再度尋ねることは、はなはだ迷惑千万だということに相なるかもしれないまでも、納得できないのはその点であります。

しからば指導監督という面におい

て、協会がどうした方がいいだろうかという、むしろ私の構想なり考えなりを申してみたいと思うのであります。

ては、資本がみだりに使われているか、いわゆる経営の内容において、経営の目的に背馳するような方向に使われているかどうか、こういうことを監査するのである。しかしながらそれ

上の内容に入つて、その資本はどういうふうに使われる、どういう形において使われる、どういう形において使われないからそれはいけないのだといふふうに見ると、結論は摘発監査に相

るのである。これがいわゆる官庁の型における会計監査の実際のあり方である。かく私は考えておりますがゆるに、その答弁ではなはだ物足りないと申すものであります。

は、もちろんこれは考うべき問題である。法案が通るならば協会はでき上る。これは当然であるけれども、しかしながら協会は、現在存在する協会が、あるいは形はかわるというけれども、おそらくそこにもある通り、電気通信大臣云々によつては一年間有効であるという料金の徴収方にもある通りであつて、それは政府としても言ひのされることができない、かく私は考へてゐる。従つてその監査の方法の内容については、どこら辺まですべきであるかという方針をお立てになられることは、賢明な策である。うと私は考へるのであります。以上は私の考へであるから、御答弁は願ひないでつけようであります。以上で私の質問は終ります。

○中村(純)委員 先ほど来私の質疑を継続したいと思ひます。ちやうど衆議院の法制局当局者もおいでになつておりますので、重ねて法制当局者の御意向も承つておきたいのでございします。それは先ほど私は三十七條その他の條文におきまして、国会において審議し、その承認を得べき対象とするところの收支予算、事業計画等に関しましては、これは諸般の理由によつて、きわめて要点的な内容であつてよろしいのではないかと、これを、政府にお尋ねを申し上げましたところ、まったく同様の意見であるという大臣の御答弁を得たのであります。

次に私は、その国会における審査のやり方、手続等に関しまして、この收支予算、事業計画等は、本来の国家予算とはむろん違ひ、また現在の各種政府機関のそれとも異なつたものであるから、それとは別個な、簡素な手

続によつてしかるべきではないかといふことを、政府にお尋ねいたしましたところ、それまた賛成であるという意味の御答弁を得たのでございします。国会の法制当局としては、どういふ考へでございしましょうか。これも念のために伺つておきたいのであります。

○鮫島法制局第三部長 御答へ申し上げます。御質問の第一点は、三十七條の規定によりまして、協会の国会の承認を受けまゐる。その收支予算、これが国の予算である。その他の政府機関の予算であるかどうかという御趣意であらうと思ひますが、協会に對しましては、国は何らの出資をいたしておらないのであります。こゝでいう收支予算の承認というものは、單なる協会の内部を監査とか、監督するためのものではあります。これは国とか、そういうものの予算には入らないと思ひます。その点は明白ではないか、こゝで思つております。

それから第二の点は、国会の承認を求めて参りました際に、国会側におきまして、すなわち委員会なり本会議において承認すべきやいなや、あるいはその点に変更を加へるべきではないかといふようなことを御審議なさるのでございしますが、それにつきましては、そういうような承認、不承認、あるいは変更すべきではないかという、そういう審議ができる程度のものであれば、もちろんそれで十分であらうと思ひます。その形式が国家予算の場合のようには、詳細にわたるべきであるかどうかといふことは、この委員会なり本会議で審議なさるについで、あれほど詳細でなければ審議できない。あるいは

はあれほどでなくとも、この程度でもつて、国会側としては審議するに足りるという、むしろ国会側の御意向によるのであります。この点、法制的にどうならなければならぬといふことは申し上げられませんが、結局承認を得るに足るだけの形式を備えておればよいといふふうに考へております。

○中村(純)委員 ただいまの御答弁は、審査の対象となる内容についてのことでございしましたが、その手続の点はいかなることでありましょうか。私も、先ほど大臣の御答弁にありましたように、これは他の予算とは違ふのであるから、従つて手続上も、憲法その他できめられておる国家予算の審査手続とは異なる。その手続であつてさしつかえない。さらに具体的に――これは多少希望も入るのであります。――これは申上げますならば、該当委員会において直接に審査して、本会議においてさらにこれを決定をする。こゝういふ手続でよろうかと私も考へておるのであります。いかがでありますでしょうか。

○鮫島法制局第三部長 御説明の点はその通りでよろしいかと思ひます。○中村(純)委員 これまでの質疑応答によりまして、私のお尋ねいたしました点は、こゝとく明瞭になつたのでございします。これらの諸点は、政府だけにおきめになるわけにも行きますまいし、この手続等のごとき問題は、国会としてきめるべき問題だと思ひます。であります。少くとも当面この問題を審査いたしております本委員会において、もし皆さんの御賛成を得られらば、委員会としても同様な希望を持つており、考へ方を持つておると

いうことになつております。今後取扱い上はなほ都合かと思ひます。であります。その点を一つ委員長から皆さんにお諮りを願つたらいかかと思ひます。

問題の点は、繰返して申し上げます。第一には、この附則に規定してありますところの最初の收支予算、事業計画等は、これは文字通り最初に出るものだけを使用するのであつて、年度末における使用の変更をする場合には、当然三十七條において国会の審査を経べきものであるということが第一点。次に、三十七條及び三十八條、四十條も類似の問題であります。三十七條に規定してありますところの国会において審査し、承認を與えるところの国会における收支予算、事業計画等は、国会において可否の判断を下し得る程度の要点的なものであつてさしつかえないといふこと、これが第二点。第三点は、国会において審査し承認を與えんとする、これらの收支予算、事業計画等も、その審査方法は本来の国家予算あるいは政府機関の予算の審査とは違ふところ、別個な、簡素な手続でやる方がよろしい、この三点であります。この際委員会の意向を委員長から聞いておいていただく、たいへん都合かと思ひます。

○辻委員長 ただいまの中村委員の御発言の内容は、きわめて重要であらうと存じますので、当委員会におきまして、これに對しまして、大體考へをまとめておきたいと存じます。先ほど来各位の御質疑に對しまし

て、政府の答弁並びに法制局側の御意見も徴しましたが、大體一致をいたしておるようでありまして、先ほど来述べられました各諸点につきましては、明らかにしたものであります。このように了解することに御異議ありませんか。

○川崎委員 私はその提言に賛成であります。ことに最後に言われた三つの点について、今委員会できめられるといふことを提議されることに、私はまったく賛成であります。しかしながら先ほど中村委員と政府との間の質疑応答は、きわめて妥当ではあります。けれども、中村委員と国会の法制当局者との間にとりかわされた問題は、今後この法案が成立した場合における、国会運営の手続の問題についての質疑と私は解釈いたします。何ゆゑならば、その範囲を越えての御発言もやあつたかと思ひますが、国会議員として法制局当局者に意見を聞くといふことは、權威の建前上、私はこれを黙過するわけには参りません。従ひまして、その部分を除きまして、この提言に對しまして賛成をいたします。

○辻委員長 ただいま川崎委員からも御発言がありました。ごもつともであります。ただ法制局側の意見も参考として承つたという程度に聞きおくことにいたしたいと思ひます。従ひまして、先ほど来政府との質疑応答によつて明らかにした点を、この場合委員会として了承したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本(善)委員 ただいま中村君、川崎君から話があつたのであります。その提案について私も賛成であります。

す。しかしながらこの問題は、中村君が法制局の参考人と呼んだということ、私は、私も知っていないと思ひます。もちろん個人であるから——私、自由党としても、そういう話があれば少しそを曲げたいところであるが、まあやつたことであるから、決してわが党のやつたことを云々するわけじやなく、むしろ中村君のやつたことは適切であるだろうと私は考える。なぜならば、国会の手続上というようなもの、政府で先ほど言ひのがれをしておいたけれども、国会でできる性質のものであるということも申された。私はむしろ法制局の方が妥当であると考えておる。であるから、いいことも悪いこともあるだろうけれども、大体において表と裏が出たということはけつこうなものである。むしろ川崎君の方の了解を求めたい。従つて委員会において法制局の意見を参照してなさんとする中村君の説に賛成いたします。

○辻委員長 それでは答弁の内容を了承することにいたします。
なお御質疑がありますれば、この際御発言願ひます。
○江崎(一)委員 電波監理委員会設置法案に関連しまして、質問をしたいと思ひますが、電気通信公報第四百四十七号にありますが、電波監理長官委任規程というものが出された。これの第一條の二十七号に、「電波の管理に関する国際的取極を商議し、及び締結すること。」とありますが、これにつきましては、現在の日本の状態におきまして、どういふ意味を持つたものか、御説明を願ひたいと思ひます。

○綱島政府委員 講和條約ができておらない状態において、どういふ意味があるかという御質問でございますが、この法律は、講和條約があるとか、あるいはないとかいうことを一応除外いたしまして、日本が一つの国として必要な法律をつくり、そして日本がその法律によつて諸般の行政をやる上において、必要な事項を盛つたものであります。もちろん講和條約ができまじせん間は、まだ占領下にあるわけでありまして、従つてこの法律の若干の部分は、連合軍總司令官その他のいふような指令その他によつて制肘を受けるといふことは、やむを得ないといふふうな考へております。ただいまの国際條約に加入するとかしないとか、あるいはどういふ協定をするかといふようなことは、一応事前に先方と連絡しまして、先方の承認を得て、あるいは場合によりましては、先方の仲介によつてやるということになつております。

あるかという御質問でございますが、この法律は、講和條約があるとか、あるいはないとかいうことを一応除外いたしまして、日本が一つの国として必要な法律をつくり、そして日本がその法律によつて諸般の行政をやる上において、必要な事項を盛つたものであります。もちろん講和條約ができまじせん間は、まだ占領下にあるわけでありまして、従つてこの法律の若干の部分は、連合軍總司令官その他のいふような指令その他によつて制肘を受けるといふことは、やむを得ないといふふうな考へております。ただいまの国際條約に加入するとかしないとか、あるいはどういふ協定をするかといふようなことは、一応事前に先方と連絡しまして、先方の承認を得て、あるいは場合によりましては、先方の仲介によつてやるということになつております。

○江崎(一)委員 電波監理委員会設置法の四條の第十七号に「條約により定められた範圍内において電波の管理に関する国際的取極」云々という文章がございますが、この條約といふのはどういふ意味ですか。特にこれは大臣にお答えを願ひたいと思ひます。
○小澤國務大臣 電気通信條約です。
○江崎(一)委員 講和條約がまだ締結されない現在において、こういつたような国際的な條約を結んで行かうといふことが現在行われておりますが、非常に不利な條件下において、この條約を取極めするといふことは、日本の将来に対して非常に大きな不利を招くかと思ひますが、その点はいかがですか。

○小澤國務大臣 現在締結されておる電気通信條約は、講和條約の成立後にやつた場合と比較いたしましたして、決して不利とは考へておりません。
○江崎(一)委員 イタリアのフロレンスに開かれる国際高周波會議といふのがあるそうでありますが、これは一体どういふ内容のものでありますか。
○綱島政府委員 お答えいたします。この国際高周波放送會議と申しますのは、世界各國の短波の放送の周波数の割當を定める會議でありまして、この會議におきまして、どの国はどのよう波長をもつて電波の放送をするかといふことがきまるのであります。その理由は、御承知のように各國がでんでんばら／＼に波長を使つてやりますと、衝突を起し、混信の結果、聞えなくなるといふことに相なりますので、その不利を避けるために、そういう協定をするのであります。それでフロレンスの會議は、昨年メキシコで行われましたと同じような會議の続きでございます。メキシコの會議におきましては、太陽の黒点のある特定の場合に際しては、波長の割當をやつたのであります。御承知の通り太陽の黒点は、十一年を周期としてかわつて参ります。従いまして、他の黒点の場合の波長をもきめなければならぬのであります。それを昨年の春以來引き続き技術委員會で研究して参りました。その研究結果がフロレンスの今回の會議に持ち出されました。そこで協議され、決定されるはずであります。

ろんアトラントイック・シティー條約に加入した国でございます。
○江崎(一)委員 日本がこの會議に出席するといふことに對して、世界の各國はどういふ意見でございますか。
○綱島政府委員 昨年のメキシコの會議におきましては、わが國はまだ正式に國際電気通信條約に加入してゐないといふことがはつきりしなかつたのであります。その結果出席させるべきである、あるいはさざるべきでないといふようない／＼な意見がございまして、結局においては多数決によつて出席さしつかえないという結果に相なりました。今回のフロレンス會議におきましては、日本が條約に正式に加入してゐるということが、すでに昨年の管理理事會においてはつきりして来ておりますので、そういう問題はないものと私も考へております。

○江崎(一)委員 ただいま小澤大臣は、まだ講和條約は締結されておらない現在でも、こういつた會議に臨んで、日本は決して不利ではないといふような御説明がございましたけれども、何と言つても占領されてゐるというので、やはり言ひたいことも言ひたいという立場になることは明白だと思ひます。そういうわけで、ぜひこれは講和條約が結ばれてから以後になさるべきものである。また政府が講和條約が締結されない現在、こういうものをやろうといふことは、むしろなしくずしし講和で、日本がある一つの大きな國に押えられて行くといふ状態を、そのまま存続しようといふような政策に、協調しておられると考へるのであります。私非常に遺憾にたえない次第であります。共産黨からはつきりこ

の点は意見を申し上げておきます。次に、同じく電波監理委員会設置法案の第十七條について御質問を申し上げます。十七條によりますと、「電波監理委員會は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員會規則を制定することができる。」とありますが、むしろこの電波監理委員會の規則の方が、實質的には非常に大きな影響があると思ひます。この規則案がわれ／＼によつて審議されないう限り、これはちよつと同意しかねないと思ひます。どうしてもこの委員會において十分に検討される必要があると思ひますが、その点いかがでしょうか。

○小澤國務大臣 これは考へよう、あるいは立法技術によつてい／＼ありますが、詳細な規則的なものを、ただちに法律で出して行くといふことは、かえつて複雑になりますので、規則というやうなものは比較的簡単に制定できるもので、そのときの情勢に應じた電波行政をやるのが適當だといふ考へで、こういう案を出したのであります。しかし監理委員會がこの規則をこしらへる場合には、公聽會を開きまして、十分國民の向う方向を知りながら決定することになつておりますので、この法律が決定してから初めてこの規則ができるのでありますから、今出せと言はれても、この法律ができないうちは出すことはできないのであります。そういう意味で出すことができないのでありますから、そういうことをおつしらないで審議を進めていただきたいと思います。

○江崎(一)委員 この會議には、世界のおも立つた國では、どういふ國が参加しておりますか。
○綱島政府委員 六十數箇國ほとんど全部が参加しております。これはもちろんアトラントイック・シティー條約に加入した國でございます。
○江崎(一)委員 日本がこの會議に出席するといふことに對して、世界の各國はどういふ意見でございますか。
○綱島政府委員 昨年のメキシコの會議におきましては、わが國はまだ正式に國際電気通信條約に加入してゐないといふことがはつきりしなかつたのであります。その結果出席させるべきである、あるいはさざるべきでないといふようない／＼な意見がございまして、結局においては多数決によつて出席さしつかえないという結果に相なりました。今回のフロレンス會議におきましては、日本が條約に正式に加入してゐるということが、すでに昨年の管理理事會においてはつきりして来ておりますので、そういう問題はないものと私も考へております。

○江崎(一)委員 ただいま小澤大臣は、まだ講和條約は締結されておらない現在でも、こういつた會議に臨んで、日本は決して不利ではないといふような御説明がございましたけれども、何と言つても占領されてゐるというので、やはり言ひたいことも言ひたいという立場になることは明白だと思ひます。そういうわけで、ぜひこれは講和條約が結ばれてから以後になさるべきものである。また政府が講和條約が締結されない現在、こういうものをやろうといふことは、むしろなしくずしし講和で、日本がある一つの大きな國に押えられて行くといふ状態を、そのまま存続しようといふような政策に、協調しておられると考へるのであります。私非常に遺憾にたえない次第であります。共産黨からはつきりこ

の点は意見を申し上げておきます。次に、同じく電波監理委員会設置法案の第十七條について御質問を申し上げます。十七條によりますと、「電波監理委員會は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員會規則を制定することができる。」とありますが、むしろこの電波監理委員會の規則の方が、實質的には非常に大きな影響があると思ひます。この規則案がわれ／＼によつて審議されないう限り、これはちよつと同意しかねないと思ひます。どうしてもこの委員會において十分に検討される必要があると思ひますが、その点いかがでしょうか。

○小澤國務大臣 これは考へよう、あるいは立法技術によつてい／＼ありますが、詳細な規則的なものを、ただちに法律で出して行くといふことは、かえつて複雑になりますので、規則というやうなものは比較的簡単に制定できるもので、そのときの情勢に應じた電波行政をやるのが適當だといふ考へで、こういう案を出したのであります。しかし監理委員會がこの規則をこしらへる場合には、公聽會を開きまして、十分國民の向う方向を知りながら決定することになつておりますので、この法律が決定してから初めてこの規則ができるのでありますから、今出せと言はれても、この法律ができないうちは出すことはできないのであります。そういう意味で出すことができないのでありますから、そういうことをおつしらないで審議を進めていただきたいと思います。

○江崎(一)委員 この會議には、世界のおも立つた國では、どういふ國が参加しておりますか。
○綱島政府委員 六十數箇國ほとんど全部が参加しております。これはもちろんアトラントイック・シティー條約に加入した國でございます。
○江崎(一)委員 日本がこの會議に出席するといふことに對して、世界の各國はどういふ意見でございますか。
○綱島政府委員 昨年のメキシコの會議におきましては、わが國はまだ正式に國際電気通信條約に加入してゐないといふことがはつきりしなかつたのであります。その結果出席させるべきである、あるいはさざるべきでないといふようない／＼な意見がございまして、結局においては多数決によつて出席さしつかえないという結果に相なりました。今回のフロレンス會議におきましては、日本が條約に正式に加入してゐるということが、すでに昨年の管理理事會においてはつきりして来ておりますので、そういう問題はないものと私も考へております。

○江崎(一)委員 この監理委員会規則を制定するときは、大衆団体の代表者をこれに加えて、一緒に審議をするというふうにぜひしてもらいたいと思ひますが、その点政府はどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○小澤國務大臣 これは政府の手を離れて、監理委員会が自主的な立場で決定することになっておりますから、今私がこれを引受けて、江崎君の言うようにやれと言つて命令する権限はなくなりませんが、あらゆる機会を通じて、江崎君の言うような意見の滲透するような方法を講じたいと思ひます。

○江崎(一)委員 政府に対する行政制度審議会からの答申が参つていと思ひますが、これに対して電通省は、この機構改革に關してどんな方針をもつて現在進んでおられますか。

○小澤國務大臣 この問題については、政府ではまだ詳細な検討は進んでおりません。現在御承知の行政制度審議会が審議し、これも小委員会が大体きまつたというので、新聞に出ておつたような——たとえば私の關係する省では、郵政省と運輸省と一緒にして通信省にするというような案が出ておりましたが、要するにその詳細については、今はつきり申し上げることができません。しかしこの行政制度審議会を設けた政府の考えは、まず従来のような行政機構の複雑化を避けまして、行政機構の簡素化というねらいが一つであります。もう一つは、むだな行政官庁というものはできるだけ省いて、それを簡素化することによつて国の歳入を少くする。極力歳出を少くして、国民負担の軽減に充てることが適当じゃないかという、この二つのねらいが、

行政制度審議会を設けた理由であります。今江崎君お示しの通り、小委員会が相當の結論を得ているようでありますが、しかしながら、新聞には出ておりますが、政府へはまだ現在のところ、正式な答申が参つておりません。そこで正式な答申が参りましたらば、この答申案が、はたして政府が当初具体的に企図したような、行政を簡素化することによつて、国民に利便を興えるようなものであるかどうか。また費用がどれだけ節約になるかというのを検討して、その二つのねらいが貫徹されておりましたらば、あるいはそのまま承認するかもしれないが、いやしくもこのねらいには遠いというような案でありますれば、これは政府としては通す意思がないのであります。要は政府の当初の二つの大きなねらいにあるのであります。これを具体的に申し上げますならば、運輸省と郵政省を廃止して通信省をこしらえた場合において、どれだけ経費が節約できるか。この官庁を利用する国民大衆にどれだけ利便があるかということ、利便があればそうしなくても、ない場合には政府は断じてこれには応じられないというところになると思ひますが、要は未決定の問題でありまして、根本的な政府の考え方だけを申し上げておきます。

○江崎(一)委員 そうしますと、郵政省並びに電通省に、今臨時雇ひというものはどれくらいおられますか、これをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 臨時雇ひというものはありません。いわゆる臨時の賃金で雇つてある人のことかと思ひますが、これはそのときによつて違ひまし

よう。たとえば小さい郵便局で配達の人が休んだ。これは病気で休んだのだから、今日はなれていう人で、こういうような人を頼もうというように、その日によつてかわりますが、多くしたり少くしたり、賃金によつて補充するようなことは、できるだけないようにならなうと思ひます。

○江崎(一)委員 聞くところによりますと、現在相當臨時雇ひがあるということですが、一体概数はどれくらいありますか。

○小澤國務大臣 今申しました通り、一定の期間におけるきまつた数は、全然ないのであります。その月その日によつて変動がありますが、現在の賃金水準については訂正したいと思ひます。なおこまかいことは政府委員からお答えいたします。

○楠瀬政府委員 正確な数字はちよつと持つておりませんが、大体全通に十萬ほどございしますが、概数四千名程度ではないかと思つております。なお具体的な数字は調べてから……。

○江崎(一)委員 四千名という相當な数だと思ひますが、これは政府が第五国会で通した定員法に、大きな欠陥があつたのではないかと思ひますが、その点大臣のお考えを承りたい。

○小澤國務大臣 行政整理に關しては、少しも欠陥はないと考えております。但しこの四千名とか三千名とかいう数は、その後におきまして新たに設けられた電話交換とか、電報事務とかいうようなものがありますし、定員法は押えられておりますし、あるいは配置転換等によりまして、ある局は非常に余つておる。ある局は下であるという場合に、この余つておる方を配

置転換が、本人の希望にできる限り沿うようにしたいと思つと、なか／＼思ふようにできません。そのギャップがあるものであつて、決して整理の数は不適格ではございせんが、ただその後における事業量の増によるものも多少ございせんから、こういう問題はおそろしく今国会中に、多少の定員法の変更はあると考えております。

○江崎(一)委員 聞くところによりますと、雑務手から臨時工へ、大体二千名余りがかえられるという話を聞いておるのですが、そういう事実はあるのですか。

○楠瀬政府委員 私といたしまして、ただいまそういうことを聞いておりませんが、事情によりましては調べてもよろしゅうございします。

○江崎(一)委員 そういうやり方をやるつもりか、ないつもりか。それをひとつ承りたい。

○楠瀬政府委員 その点は事業の内容にわたりますので、調査の上お答えした方がよろしいと思ひます。

○江崎(一)委員 いつそれを報告してもらえますか。

○楠瀬政府委員 この次の機会に……。

○小澤國務大臣 やることによつて、電氣通信事業がよくなる場合はあります。しかしながらそういふことをやる場合は、本人の意思を尊重してやりますから、これ以上御答弁する限りでないと思ひます。

○江崎(一)委員 三月二十五日に瀬戸内海で、紫雲丸と鷲羽丸の衝突事故が起りましたが、これはむしろ運輸委員会の問題だと思ひますが、船舶無線と關係ありますから、ここでお伺ひ申し上げるのですが、この事情は一体どう

いうことなんでしょうか。無線關係に非常に不備があつたというのを聞いておりますが、その点わかつておりましたら伺ひたい。

○網島政府委員 無線につきましては、私どもで調査した結果、判明したところによりますれば、無線をつける予定で、願書を出すべく先方準備しておつた。しかしまだ願書を出さない前に、ああいう事故が起つたというふう前に承知しております。

○江崎(一)委員 この事故は無線さえあつたならば、十分防げた事故であるというところでありまして、また無線がないために、衝突した現場へ、宇野という港からたつた五マイルしか距離がないのに、三時間を要しておるのです。これは電波があたりで徹底的に、こういう問題の起らないように注意されるべきだと思ひます。その点警告を発しておきます。

○網島政府委員 御警告はまことにありがたひでございますが、これは強制船舶ではございせんので、政府が強制的に無線をつけるというのではきかないのであります。せい／＼勸奨か指導という程度であります。御趣旨に沿ひまして、今後できるだけやりま

○江崎(一)委員 これはちよつと前のことですが、第六臨時国会で秋田警察電話の件につきまして、公文書の偽造並びに電信法違反、こういう問題について事件があつたのですが、これについて調査の結果報告するということではあつたのですが、いまだに報告がありませんが、これは一体どうなんでしょうか。

○小澤國務大臣 調査の結果は、そ

いうことが事実無根というような情報が入つておりますが、これはなお内容等の詳細な回答は、この次に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時七分散会

○江崎(一)委員 この際資料要求をしたいのですが、警察電話、特に今度は無線関係、この無線の通信の系統です。これと割当の周波数、これについて共産党はぜひ知りたいので、出してもらいたい。

○辻委員長 正式な資料要求は、やはり委員会において決をとつていたしますが、いかがいたしましょう。その必要がございますか。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

○江崎(一)委員 委員会ですういふことを拒絶することができるか。

○辻委員長 正式な資料の要求は、委員会から要求するわけでありまして、委員会の意向といたしましては、その必要なしということに相なりましたから……。

○江崎(一)委員 それでは電話の一回線に要する費用を、予算で大体現在どれくらいに見積つておられますか。参考のために伺いたいと思います。

○小澤国務大臣 今のは関係者が来ておりませんから、答弁の正確を期する意味において次会に譲ります。

○江崎(一)委員 本日はこのくらいにしておきます。

○辻委員長 他に御質疑はありませんか。——なければ電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案に対する質疑は、これにて終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めましてさよう決します。